

# ～各種証明手数料が変わります～

## ◆住民票が200円から300円に◆

手数料の見直しは、前回の見直し(平成18年)から10年以上が経過し、手数料の算定根拠となる人件費や印刷製本費などサービスの提供に必要な費用に変動が生じていることから、本来徴収すべき料金に近づけるために見直しを行いました。今回の見直しは、サービス提供コストを基本に考えるとともに、市民の皆様への影響を考慮し、激変緩和措置として現行の手数料の1.5倍を限度とした上で、今年3月議会の審議を経て改正することになりました。

見直しは**平成30年7月1日**から実施し、見直し後の金額は以下のとおりです。

手数料を徴収する事項	単位	現行	改正後	担当課
住民票補助簿の閲覧	1簿冊	2,000円	3,000円	戸籍住民課
住民票の写しの交付	1件	200円	300円	
印鑑登録証明書の交付				
戸籍附票の写しの交付				
印鑑再登録				
納税証明	1件	200円	300円	収納課
課税証明				課税課
営業証明				
固定資産課税(補充)台帳記載事項証明				
固定資産課税台帳の閲覧				
固定資産評価証明				
公図の写しの交付				
用途地域証明	1件	200円	300円	都市整備課
納税猶予の特例適用の農地等該当証明				道路安全課
土地境界証明				
道路幅員証明				
農家証明	1件	200円	300円	産業支援課
農地転用許可・受理証明				
引き続き農業経営を行っている旨の証明				
耕作証明				
農地台帳の閲覧				
農地台帳記録事項要約書の交付				
その他の証明	1件	200円	300円	

■問合せ／政策課政策法務担当(TEL:424-9085 FAX:464-8822)